

# 岩手沿岸南部広域環境組合公文例式規程

平成 18 年 4 月 21 日  
訓 令 第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、岩手沿岸南部広域環境組合における公文例式に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文例式)

**第 2 条** 岩手沿岸南部広域環境組合の公文例式については、釜石市公文例式規程(平成 9 年釜石市訓令第 6 号)の例による。

**附 則**

この訓令は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。